

# 福岡市情報公開条例に基づく処分に係る審査基準

## 【処分の名称】

公文書の公開請求に対する決定

## 【根拠法令及び条項】

福岡市情報公開条例第11条

## 【処分課（担当）名】

対象の公文書を保有する実施機関

## 【標準処理期間】

公開請求があった日の翌日から起算して7日以内（ただし、休日は算入しない）

※事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、公開請求があった日の翌日から起算して20日を限度として延長することができる。また、公開請求に係る公文書が著しく大量であるため、期間内にそのすべてについて公開決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生じるおそれがある場合には、公開請求に係る公文書のうちの相当の部分につき当該期間内に公開決定等をし、残りの公文書については相当の期間内に公開決定等をすれば足りる。

## 【審査基準】

### 第1 公文書該当性について

公開請求の対象が条例第2条第2号に規定する公文書に該当する場合は、原則公開とする。

#### **福岡市情報公開条例第2条第2号**

公文書 実施機関の職員（福岡市住宅供給公社及び福岡市土地開発公社にあっては、役員を含む。以下同じ。）が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、官報、公報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるものを除く。

1 「実施機関」とは、市長、議長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、公営企業管理者及び消防長並びに地方独立行政法人福岡市立病院機構、福岡市住宅供給公社及び福岡市土地開発公社をいう。

2 「職務上作成し、又は取得した」とは、実施機関の職員が自己の職務の範囲内において事実上作成し、又は取得した場合をいい、文書等に関して自ら法律上の作成権限又は取得権限を有するか否かを問わない。「職務」には、地方自治法第180条の2又は第180条の7の規定により他の実施機関から委任を受け、又は他の実施機関の補助執行として処理している事務等を含む。

3 「当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているもの」とは、当該公文書がその作成又は取得に関与した職員個人段階のものではなく、組織としての共用文書の実質を備えた状態、すなわち、当該実施機関の組織において業務上必要なものとして利用・保存されている状態のものをいう。したがって、職員が自己の執務の便宜のために保有する正式文書の写しや職員の個人的な検討段階にとどまる資料等は、これに当たらない。

## 第2 非公開情報該当性について

公開請求に係る公文書に以下のⅠ～Ⅵのいずれかが記録されている場合を除き、原則公開とする（第7条関係）。ただし、公文書の一部にⅠ～Ⅵの非公開情報が記録されている場合において、非公開情報に係る部分を容易に区分して除くことができるときは、当該部分を除いた部分を公開とする（第8条関係）。

### Ⅰ 個人情報（第7条第1号関係）

#### **福岡市情報公開条例第7条第1号**

個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令若しくは条例（以下「法令等」という。）の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、身体、健康、生活若しくは財産又は環境を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員、地方独立行政法人の役員及び職員並びに地方三公社の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分（当該公務員等の職及び氏名に係る部分を公にすることにより、当該個人の権利利益を不当に害するおそれがある場合にあつては、当該部分を除く。）

1 「個人に関する情報」とは、思想、心身の状況、病歴、学歴、職歴、成績、親族関係、所得、財産の状況その他一切の個人に関する情報をいう。個人の人格や私生活に関する情報に限らず、個人の知的創作物に関する情報、組織体の構成員としての個人の活動に関する情報、その他個人との関連性を有するすべての情報を意味する。

2 「他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるもの」とは、その情報自体からは特定の個人を識別することはできないが、当該情報と他の情報と

を照合することにより、特定の個人を識別することができることとなる情報をいう。一般的に、照合の対象となる「他の情報」は、公知の情報や図書館等の公共施設で一般に入手可能なものなど一般人が通常入手し得る情報をいう。

3 「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」とは、カルテ、反省文など個人の人格と密接に関わる情報や未公表の著作物等で、個人識別性のある部分を除いたとしても、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものをいう。

4 「法令等の規定により又は慣行として公にされている情報」とは、法令等の規定や慣行により、現に何人も容易に入手することができる状態に置かれている情報をいう。

5 「公にすることが予定されている情報」とは、公開請求時点においては公にされていないが、将来、公にすることが予定されている情報をいう。ある情報と同種の情報が公にされている場合に、当該情報のみを公にしないとす合理的な理由がない場合など、当該情報の性質上、通例として公にされるものも含む。

6 「公務員等の職務の遂行に係る情報」とは、公務員等が国、地方公共団体、独立行政法人等、地方独立行政法人又は地方三公社の一員として、その担任する職務を遂行する場合における当該活動についての情報をいう。公務員等の勤務態度、勤務成績、処分歴等職員としての身分取扱いに係る情報や人事管理上の健康情報、休暇情報などは、「職務の遂行に係る情報」には当たらない。

## II 法人等事業情報（第7条第2号関係）

### **福岡市情報公開条例第7条第2号**

法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び地方三公社を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、身体、健康、生活若しくは財産又は環境を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

1 「法人その他の団体」とは、会社、公益法人等の法人のみならず自治会、商店会、消費者団体、PTA等の法人ではないが団体としての規約及び一定の組織を有し、かつ、代表者が定められているもの（団体としての実態を備えたもの）を含む。

2 「事業を営む個人」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の2第8項から第10項までに掲げる事業を営む個人のほか、農業、林業等を営む個人をいう。「当該事業に関する情報」とは、営利を目的とすると否とを問わず、事業内容、事業用資産、事業所得など事

業活動に関する一切の情報をいう。

3 「人の生命、身体、健康、生活若しくは財産又は環境を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」とは、公害、薬害、食品による危害等に係る情報で、人の生命等に対する危害の発生を未然に防止し、発生している危害を排除し、若しくは拡大を防止し、又は当該危害の再発を防止するために公開することが必要と認められるものをいう。

4 「法人等又は事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」とは、次のような情報をいう。

- (1) 法人等又は事業を営む個人の保有する生産技術上又は販売上の情報であって、公にすることにより、当該法人等又は事業を営む個人の事業活動を明らかに害すると認められるもの
- (2) 経営方針、経理、人事等の事業活動を行う上での内部管理に属する事項に関する情報であって、公にすることにより、法人等又は事業を営む個人の事業活動を明らかに害すると認められるもの
- (3) その他公にすることにより、法人等又は事業を営む個人の名誉、社会的評価、社会的活動の自由等を明らかに害すると認められる情報

5 「実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたもの」とは、実施機関が第三者に情報の提供を要請し、第三者が公にしないとの条件でこれに応じて任意に提供した情報をいう。法人等又は事業を営む個人が自発的に情報を提供した場合や実施機関において当該情報の提供を求める法的権限があるにもかかわらず、行政指導により情報を提供させた場合は該当しない。

6 「法人等又は個人における通例として公にしないこととされているもの」とは、当該法人等又は個人の個別具体的な事情ではなく、当該法人等又は個人が属する業界における通常の慣行に照らして、公にしないことに合理的な理由があるものをいう。

### III 生命等保護情報（第7条第3号関係）

#### **福岡市情報公開条例第7条第3号**

公にすることにより、人の生命、身体、健康、生活若しくは財産又は環境の保護、犯罪の予防又は捜査その他の市民生活の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報

1 「人の生命、身体、健康、生活若しくは財産又は環境の保護に支障を及ぼす」とは、公にすることにより、特定の個人の行動予定や住居の間取り等が分かり、これらの人が犯罪の被害を受けるおそれがある場合や、違法行為、不正行為などの通報者、告発者が特定され、これらの人が危害を加えられるおそれがある場合等をいう。

2 「犯罪の予防に支障を及ぼす」とは、公にすることにより、犯罪等を防止するための行為が、その目的を達成できなくなる場合や、犯罪を誘発し、又は犯罪が容易となる場合等をいう。

3 「犯罪の捜査に支障を及ぼす」とは、市には犯罪捜査権はないが、捜査機関からの照会等

に際して作成し、又は取得した情報を保有しており、これらの情報を公にすることにより、捜査の遂行が困難となる場合等をいう。

4 「市民生活の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報」とは、公にすることにより、市民生活の安全に対する障害が発生し、社会通念に照らし著しく妥当性を欠き、又は社会的差別を助長するような結果が発生するおそれのある情報をいう。

#### IV 審議，検討又は協議に関する情報（第7条第4号関係）

##### **福岡市情報公開条例第7条第4号**

市の機関及び国等（国，独立行政法人等，他の地方公共団体，地方独立行政法人及び地方三公社をいう。以下同じ。）の内部又は相互間における審議，検討又は協議に関する情報であって，公にすることにより，率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ，不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え，若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

1 「市の機関」とは，執行機関及びその補助機関又は附属機関，議決機関その他の本市のすべての機関をいう。

2 「不当に」とは，審議，検討又は協議に関する情報の性質に照らし，検討段階の情報を公にすることによる利益と支障とを比較衡量し，公にすることの公益性を考慮してもなお，その支障が看過し得ない程度のものである場合をいう。

#### V 行政運営情報（第7条第5号関係）

##### **福岡市情報公開条例第7条第5号**

市の機関又は国等が行う事務又は事業に関する情報であって，公にすることにより，次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上，当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 監査，検査，取締り，試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し，正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし，若しくはその発見を困難にするおそれ

イ 契約，交渉又は争訟に係る事務に関し，市又は国等の財産上の利益又は当事者としての地位を著しく害するおそれ

ウ 調査研究に係る事務に関し，その公正かつ能率的な遂行を著しく阻害するおそれ

エ 人事管理に係る事務に関し，公正かつ円滑な人事の確保に著しく支障を及ぼすおそれ

1 「市の機関又は国等が行う事務又は事業」とは，本号のアからエまでにおいて例示された事務事業のほか，市の機関又は国等が単独又は共同で行う一切の事務事業をいう。

2 「当該事務又は事業の性質上」とは，当該事務事業の性質に照らして保護する必要がある

場合のみ非公開とすることができる趣旨である。また、「当該事務又は事業」には、同種の事務事業が反復される場合の将来の事務事業も含まれる。

3 「当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」とは、事務事業に関する情報を公にすることによる利益と支障とを比較衡量した結果、公にすることの公益性を考慮してもなお、当該事務事業の適正な遂行に及ぼす支障が看過しえない程度のものをいう。

## VI 法令秘情報（第7条第6号関係）

### **福岡市情報公開条例第7条第6号**

法令等若しくは福岡市議会会議規則（昭和33年福岡市議会規則第1号）の規定又は実施機関が法律上従う義務を負う国等の機関の指示により、公にすることができないと認められる情報

1 「実施機関が法律上従う義務を負う国等の機関の指示」とは、法定受託事務の処理に関する地方自治法第245条の7の規定による指示など、法律又はこれに基づく政令に根拠を有し、実施機関を法的に拘束するものをいう。

2 「公にすることができないと認められる」とは、法令等の規定が公にすることを明らかに禁止している場合はもとより、法令等の趣旨及び目的から当然に公にすることができないと認められる場合をいう。

### **第3 公文書の存否に関する情報について**

公開請求の対象が条例第10条に該当する場合は、公文書の存否を明らかにしないで公開請求を拒否することができる。

### **福岡市情報公開条例第10条第1項**

公開請求に対し、当該公開請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することができる。

### **第4 法令又は他の条例等との調整について**

法令又は他の条例等の規定により閲覧等の手続が定められている場合は、この条例を適用せず、当該法令又は他の条例等の規定を適用する。

### **福岡市情報公開条例第19条**

法令又は他の条例等に、公文書を閲覧し、縦覧し、若しくは視聴し、又は公文書の謄本、抄本その他の写しの交付を受けることができる旨の規定がある場合（図書館その他の市の施設において、公文書を市民の利用に供している場合を含む。）における当該公文書の公開については、当該法令又は他の条例等の規定によるものとする。